

## 唐津市 DX イノベーションセンターワークスペース利用規約

唐津市 DX イノベーションセンターワークスペース利用規約（以下「本規約」といいます）には、唐津市 DX イノベーションセンター（以下「KDIC」といいます）の提供するワークスペース利用サービス（以下「本サービス」といいます）について、会員に順守していただくなければならない事項、および KDIC と会員間の権利義務関係が定められています。

### 第 1 条（用語）

本規約は、特段の定めのない限り、本サービスを利用するにあたり KDIC 会員規約等に優先して適用されるものとし、本規約で用いられる用語については、特段の定めのない限り、KDIC 会員規約等と同一とします。

### 第 2 条（規約の適用）

本サービスをご利用いただくには、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります（以下、本規約に基づき成立する本サービスの利用契約を「本契約」といいます）

2. 前項に加え、会員は、本規約に反しない限り、KDIC 会員規約を順守するものとします。

### 第 3 条（本サービス）

本サービスは、KDIC が会員に対し、ワークスペースを貸し出すサービスとなります。

2. ワークスペースの利用には、事前の予約が必要となります。
3. ワークスペースの利用時間や設備、予約方法等については、別紙に記載します。
4. 複数日にわたる予約に関しては、KDIC と協議したうえで、KDIC が承諾した場合、予約が成立するものとします。

### 第 4 条（注意事項）

本サービスは、ワークスペースの予約を保証するものではありません。

2. KDIC は、下記のいずれかに該当する場合および違反した場合、申込の取り消し又はご利用中での中断を行うことがあります。なお、この場合に生じた損害賠償は、KDIC は負担せず、利用した会員が負担するものとします。
  - (1) 施設又は設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
  - (2) 他の会議室利用者、施設利用者に迷惑を及ぼしたとき。
  - (3) 風紀上または安全管理上、不適當と認められたとき。
  - (4) 暴力行為、違法な行為を行う恐れがある団体、もしくはその関係者又は事業内容

が明確でない団体が主催、共催、後援、もしくは協賛する行事に利用するとき。また、これらの団体の利益になると認められるとき。

- (5) 申込利用者が許可なく第三者に利用権の譲渡または転貸したとき。
- (6) 予約の取り消しを頻繁にしていると KDIC が判断したとき。
- (7) 常識を超えた備品のお持ち込みまたは、使用したとき。
- (8) 指定された場所以外で火気を使用されたとき。
- (9) 使用するワークスペースの利用規約（別紙記載）に反したとき

#### 第5条（再委託）

KDIC は、本サービスを実施する上で必要がある場合、再委託することができるものとします。

#### 第6条（秘密保持）

KDIC および会員は、KDIC と特定の会員との間の本契約の存在および内容、会員の個人情報、会員データおよび問い合わせ対応時に会員が KDIC に対して個別に開示した情報、ならびに KDIC サービスの提供に際し会員が KDIC に提供した情報のうち、提供時に秘密である旨明示された情報、本サービスにおいて知り得た情報を秘密情報として適切に保持し、相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏洩しないものとします。ただし、次の各号に定める情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) KDIC が入手した時点で既に公知である情報
  - (2) KDIC が入手した時点で機密保持義務を負うことなく保有していた情報
  - (3) KDIC が入手した後に KDIC の責めによらずして公知となった情報
  - (4) KDIC が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
2. 前項本文の定めにかかわらず、KDIC は、KDIC サービスを提供する上で秘密情報を知る必要のある、①自己の役職員、②子会社および関連会社ならびにそれらの役職員、③サポートデスク業務、コンサルティング業務提供のための業務委託先、④弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対し、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとします。この場合、KDIC は、開示先が法令等上の守秘義務を負う場合を除き、開示先に対して本条と同等の義務を課すものとします。
3. 第1項本文の定めにかかわらず、KDIC は、法令、規則、行政庁その他公的機関により秘密情報の開示を求められた場合、開示を求められた範囲で当該秘密情報を開示できるものとします。
4. KDIC は、下記の各号に該当する場合には、秘密情報を返却、消去または破棄するものとし、以後一切の本件秘密情報を保持しないものとします。ただし、派生データを除きます。

- (1) 会員より書面および電磁的記録による返還もしくは消去または破棄の要求があった場合
  - (2) 期間満了、解除、合意解約その他の事由により KDIC サービスの提供が終了した場合
5. 会員は、会員規約の内容、本契約の条件を機密として保持し、KDIC の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏洩しないものとします。

#### 第7条（個人情報）

KDIC は、KDIC サービスの提供に際して知り得た会員の個人情報については、唐津市個人情報保護条例及び唐津市情報セキュリティポリシーその他 KDIC が定めるポリシーに則り、適正に扱うものとします。

2. KDIC は、会員に対して KDIC サービスの円滑な運営・提供・改善のための調査、統計、分析、保守等の目的で、会員データを求めることがあり、会員はこれに応じるものとします。
3. 会員は、会員データについて個人情報保護法および関連する法令等を順守して適正に取得されたものであること（個人情報保護法における個人情報の主体たる本人（以下「本人」といいます）からの同意取得を含む）を保証するものとします。また、会員は、KDIC に個人情報の取扱いを委託または提供することについて、本人に対して責任を負うものとします。
4. KDIC は、本人から提供された個人情報等に含まれる個人データ等の開示、訂正、追加または削除の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等から個人データ等の提供を要請された場合、速やかに会員に通知するものとします。この場合、KDIC は本人の請求または要請に直接応じる義務を負わず、会員が自己の費用と責任をもって対応するものとします。

#### 第8条（規約変更）

KDIC は、裁量により本規約を改定することができます。

2. KDIC は、前項に基づき本規約を改定する場合、本規約を変更すること、改定後の本規約の内容、およびその効力発生日を、事前に本サービス上での掲示/表示、その他 KDIC が適当と判断する方法で周知するものとします。
3. 前項に基づく周知後、会員が本サービスを利用した場合または効力発生日が到来した場合、KDIC は会員が改定後の本規約に同意したものとみなします。

#### 第9条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定するものとします。